

頻発する米兵による飲酒絡みの事件・事故に対する意見書

令和元年5月12日午前1時25分頃、本町宮城の道路で、米陸軍兵（嘉手納基地所属）の一等軍曹（36歳）が、警察官の職務質問を受けた際、酒の臭いがしたことから、呼気検査を実施するよう説得されたが拒否したため、同日2時35分道路交通法違反（飲酒検知拒否）の容疑で現行犯逮捕された。

また、同日、午前4時36分頃、本町北谷一丁目の駐車場で、在沖米海兵隊（キャンプ瑞慶覧）所属の一等兵（21歳）が、同駐車場に駐車してあった知人の女性（20歳）所有の車両後部のハッチガラスを手拳で叩き壊す事件が発生した。沖縄署によると、同容疑者は、事件後逃走し通報を受けた警察官が現場近くを歩いているのを発見し器物損壊容疑で通常逮捕した。逮捕当時、同容疑者からは、基準値の4倍弱のアルコールも検出されており、一歩間違えれば人身への被害の可能性も否めず看過できない。

本町では、去る4月13日に在沖米海兵隊所属の海軍兵により日本人女性が殺害された痛ましい事件があった中、住民に大きな不安を与える事件が発生した。加えて4月17日にも、米空軍嘉手納基地所属の兵長（26歳）が、道路交通法違反（酒気帯び運転）で現行犯逮捕される事件もあり、繰り返される米軍関係者による飲酒絡みの事件、事故に対し強い憤りを禁じえない。

米軍は、本年2月に米兵らの勤務時間外の行動を規制する「リバティー制度」を大幅に緩和措置後の事件で、外出禁止時間外を定めたリバティー制度にも違反している可能性もある。これまでも、リバティー制度の緩和措置後、飲酒による事件は繰り返されていることは、米軍内部の規制も組織統制も機能していない証拠であり、到底容認できるものではない。

日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 被害者の謝罪と完全補償を速やかに行わせること。
- 2 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 3 リバティー制度の緩和措置を撤回し、規制を強化させること。
- 4 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成・公表し、実施させること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 日本国の憲法・法令を尊重し米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年5月24日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長